

PCR検査・追跡調査等の拡充を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が止まらず、多くの都道府県で過去最高の感染者数を更新する事態となり、重症者が急増し、11月25日には日本医師会会長が「全国で医療提供体制が崩壊の危機に直面している」と述べ強い危機感を示しています。

無症状者による市中感染が拡大しているとの指摘もある中、PCR検査等の体制を全国で大幅に拡充し、早期に感染者を把握、保護することが重要です。

この間欧米で感染の再拡大が起こっている要因の一つに、感染が疑われる人への大量検査が行われる一方で、陽性者の追跡が十分にできていないことがあると指摘されています。PCR検査の拡充とともに感染の追跡調査を行うことで、感染拡大を防止することができ、社会経済活動との両立を図ることができるようになります。

全国的な感染の広がりがみられる中、感染拡大を防ぐためには、医師が必要と判断したらスムーズに検査が受けられる体制をつくること、感染急増地やリスクのある地域で「大規模・地域集中的検査」を行うこと、今やクラスターの中心となっている医療機関、介護・福祉施設での集団感染を防ぐことが重症・死亡事例の発生を抑えることにも直結するため、医療機関、介護・福祉施設の入所者・従事者に対して定期的にPCR検査を行うことの必要性が論じられ、政府の通知も出され踏み出す地方自治体も広がってきています。

しかし現在PCR検査は1／2が地方負担となっており、地方自治体が踏み出せない一因となっています。

また、感染急拡大の状況において、必要な病床数の確保、軽症者が健康状態の把握のもと安全に療養するための宿泊療養施設の拡充も緊急に求められています。

よって国におかれては、以下の項目に取り組まれるよう強く求めます。

記

1. 国の方針のもと地方自治体の行うPCR検査費用は全額国負担とすること。
2. 追跡調査を担う人員の確保・養成を図り、保健所の体制を抜本的に、早急に強化すること。
3. 病床確保、宿泊療養施設の拡充へ、財政的支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年12月18日

京都府長岡京市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、
厚生労働大臣、新型コロナウイルス感染症対策担当大臣